

経済産業省委託事業

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に  
関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

## ブラジルの知的財産に関する規則および国際条約の概説

ブラジルの法慣習は、植民地時代から受け継がれたポルトガルの伝統と結び付いたローマ法およびドイツの法理学に基づいている。ブラジルは、大陸法の法体系を採用しており、その重要な法源は、1988年に制定された憲法の最後に掲げられた、立法府 Legislative Branch が策定した制定法である。当該体系は、前例に基づくコモンロー（その重要な法源は、判例によって認められた慣習であり、裁判所および社会に対して拘束力を有する）とは相容れないものである。

大陸法を採用する国として、ブラジルは、主に成文法に基づく自国の知的財産法を有し、基本法（共和国憲法）をはじめとし、法典、特定の成文法および国際条約に従っている。ブラジル知的財産法の法的枠組みは、以下の一般的な基準に基づいている。

- 1988年共和国憲法。その第5条21項で、基本的な権利としての知的財産権を認めた。
- パリ条約および TRIP（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）などの、連邦制定法によりブラジルで施行された条約
- 刑法、刑事手続法、民法、民事訴訟法および消費者保護法などの一般連邦制定法
- ブラジル著作権法、コンピューター・プログラム保護法および主として、特に産業財産法などの特定連邦制定法
- 市の職員が、模倣された物品の取得、保存または商業化に関連する活動に従事する商業施設を閉鎖することを認めるサンパウロ市法（法令第 14.167/06号）などの地方制定法

具体的には、以下の規定を考慮すべきである。

- 1996年法令第9,279号：産業財産法（特許、商標および不正競争）<sup>9</sup>

---

<sup>9</sup> これは、知的財産を取り扱う主要な制定法である。すなわち、不正競争であるとみなされる可能性のある行為の定義に加えて、特許、商標の申請手続に関係し、かつ当該権利の侵害に関連する主な罰則を制定する規則を指している。

- ・ 1998 年法令第 9.609 号：著作権法および著作隣接権
- ・ 1998 年法例第 9.610 号：コンピューター・プログラム保護法
- ・ 1997 年法例第 9.456 号：植物品種
- ・ 2007 年法例第 11.484 号：集積回路の配置

加えて、ブラジルは、以下の条約等を含む、主な国際的な知的財産に関する法律文書に調印している。

表 1 知的財産に関連する国際条約<sup>10</sup>

条約	調印	法律文書	発効
ベルヌ条約 (文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)	—	加入： 1922 年 2 月 6 日	1922 年 2 月 9 日
ブリュッセル条約 (衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約)	1974 年 5 月 21 日	—	—
マドリッド協定 (原産地表示)	1891 年 4 月 14 日	批准： 1896 年 10 月 3 日	1896 年 10 月 3 日
マラケシュ条約 (盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約)	2013 年 6 月 28 日	批准： 2015 年 12 月 11 日	2016 年 9 月 30 日
ナイロビ条約 (オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約)	1982 年 12 月 15 日	批准： 1984 年 7 月 10 日	1984 年 8 月 10 日
パリ条約 (産業財産権の保護に関するパリ条約)	1883 年 3 月 20 日	批准： 1884 年 6 月 6 日	1884 年 7 月 7 日

<sup>10</sup> 出所：世界知的所有権機関 (WIPO) ([http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?country\\_id=23C](http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?country_id=23C))

条約	調印	法律文書	発効
特許協力条約	1970年 6月19日	批准： 1978年 1月9日	1978年 4月9日
特許法条約	2000年 6月2日	—	—
レコード保護条約 (許諾を得ないレコードの複製 からのレコード製作者の保護に 関する条約)	1971年 10月29日	批准： 1975年 8月6日	1975年 11月28日
ローマ条約 (実演家、レコード製作者およ び放送機関の保護に関する国際 条約)	1961年 10月26日	批准： 1965年 6月29日	1965年 9月29日
ストラスブール協定 (国際特許分類に関するストラ スブール協定)	1971年 6月28日	批准： 1974年 10月3日	1975年 10月7日
UPOV 条約 (植物の新品種の保護に関する 国際条約)	—	加入： 1999年 4月23日	1999年 5月23日
ウィーン協定 (標章の図形要素の国際分類を 設定するウィーン協定)	1973年 12月11日	—	—
WIPO 著作権条約 (著作権に関する世界知的所有 権機関条約)	—	加入： 1974年 12月20日	1975年 3月20日

言及されていないものの、これらの条約および TRIPs 協定を含む WTO 協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）の網羅的な採用は、十分に適切であり、かつ強制可能である（(i) 万国著作権条約、(ii) レコード保護条約などの追加の条約も含む）。

商標および著作権の実施に関して、以下の行為は、上記の制定法で定めるとおり、民事領域および刑事領域の双方において、知的財産権の侵害であるとみなされる。

- ・ 商標侵害、
- ・ 地理的表示の侵害、

- ・ 不公正な競争の実施、および
- ・ 著作権およびソフトウェアの侵害

権利行使規定により、知的財産所有者は、さらなる侵害を阻止し、かつ実際の侵害および犯罪行為により被った損失を回復すべく、侵害者の有罪を証明するとともに法が定める罰金をこれに課す目的で、民事訴訟を提起することができる。しかし、実際には、模倣者に懲役または禁錮刑が課される可能性はあまりない。

最後に、2014年のFIFAワールドカップおよび2016年夏のオリンピック競技の開催地にブラジルが選出された際に、二つの特別法が制定されたことに言及しておくことが重要である。ワールドカップ制定法（法令第12,663/12号）およびオリンピック制定法（法令第12,035/09）は、FIFAおよびIOCが所有する幾つかの商標のうち、周知の標章とみなされるものおよびこれらのイベントが終了するまではすべての活動分野で保護されているとみなされるものについて、最大の保護を提供した。

さらに、スポンサー付きの商標に関する専属的な使用および広告宣伝を確保するため、公式競技場の周辺に商業取引制限区域が定められた。また、ワールドカップ制定法は、当該イベント中のアンブッシュ・マーケティングおよび商標侵害に対する権利行使規定を定めた。

これらの法律は、特にアンブッシュ・マーケティングに重点を置いた、不公正な競争に関する幾つかの側面、およびマーケティング活動への不正によらない攻撃に関するその他の側面に関連する当該法律上の規定の論法および影響がどのようなものであれ、一時的な効果および効力を有していた。